ハ　残余財産の確定の日の属する事業年度が終了した場合においては、清算中の法人に当該事業年度の所得に対する事業税を課することとした。

ニ　連結子法人が事業年度の中途において解散をした場合等における申告納付の特例措置を講ずることとした。

ホ　更正又は決定による清算中の予納額の還付を廃止することとした。

(2)　みなし事業年度について、国税の諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。

イ　分割型分割を行った場合においては、みなし事業年度を設けないこととすることとした。

ロ　連結子法人の解散（合併による解散を除く。）のうち破産手続開始の決定による解散以外の場合においては、みなし事業年度を設けないこととすることとした。

ハ　連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に完全支配関係を有することとなった他の内国法人のみなし事業年度の終了の日を加入日の前日の属する月次決算期間の末日とすることができることとした。

(3)　その他所要の規定の整備を行うこととした。

(二)　法人事業税の資本割の課税標準について、資本金又は資本準備金を欠損のてん補又は損失のてん補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。（第七二条の二一関係）

(三)　ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（附則第九条関係）

3　不動産取得税

(一)　特定一般社団法人又は特定一般財団法人の事業を承継するために設立された認可地縁団体が、平成二二年四月一日から平成二五年一一月三〇日までの間に解散した当該特定一般社団法人又は特定一般財団法人からその残余財産を取得した場合に、一定の要件を満たすときは、その残余財産である不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。（附則第四一条関係）

(二)　次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

(1)　都市再生特別措置法に規定する計画の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市再生整備事業の区域内の不動産の所有者が、当該不動産を同法に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、当該不動産に代わるものとして取得する不動産に係る課税標準の特例措置について、対象から整備事業区域の区域外にある不動産を取得した場合を除外することとした。（附則第一一条関係）

(2)　医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、平成二二年四月一日から平成二五年三月三一日までの取得については当該不動産の価格の二分の一、平成二五年四月一日から平成二七年三月三一日までの取得については当該不動産の価格の三分の一、平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの取得については当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除することとした上、その適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(3)　中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置について、対象地域から認定中心市街地を除外した上、その適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

4　道府県たばこ税及び市町村たばこ税

(一)　道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二二年一〇月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき四三〇円引き上げ、市町村たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき一、三二〇円引き上げることとした。（第七四条の五及び第四六八条関係）

(二)　旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率を、平成二二年一〇月一日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、道府県たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき二〇五円引き上げ、市町村たばこ税にあっては一、〇〇〇本につき六二六円引き上げることとした。（附則第一一条の二及び第三〇条の二関係）

(三)　平成二二年一〇月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。（改正法附則第六条及び第一二条関係）

(四)　納付された市町村たばこ税の額のうち課税定額を超える部分に相当する額を当該市町村から都道府県に対して交付することについて、当該課税定額の算定の基礎となるたばこ消費基礎人口に乗ずる数を二（改正前三）とすることとした。（第四八五条の一三関係）

(五)　小売販売業者に係る市町村たばこ税額として卸売販売業者等から市町村に納付された市町村たばこ税額等を条件とする当該小売販売業者に対する当該市町村からの補助金等の交付又は貸付金の貸付けを禁止することとした。（第四八五条の一四関係）

5　自動車取得税

(一)　国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る非課税措置について、その適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の二関係）

(二)　当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を一〇〇分の五とする措置を講ずることとした。（附則第一二条の二の三関係）

(三)　環境への負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して、平成二一年四月一日から平成二四年三月三一日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、次のとおり、車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとした。（附則第一二条の二の三関係）

(1)　平成二一年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）以上のディーゼル車の取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とすることとした。

(2)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成一七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないものの取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とすることとした。

(3)　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないものの取得に対して課する税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とすることとした。